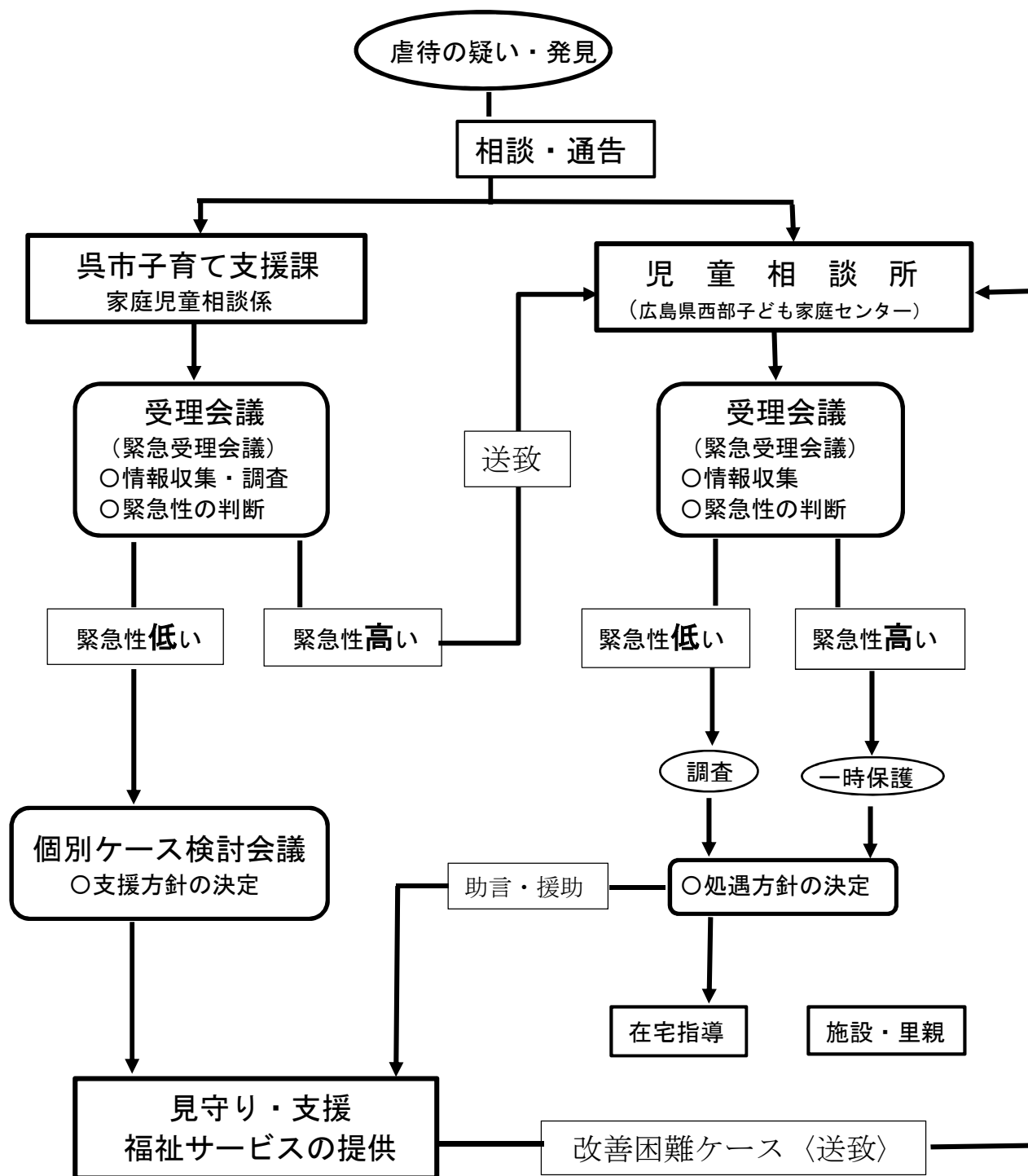


虐待の疑いがある場合は、法規法令に則り、対応いたします。

社会福祉法人岳瑛  
銀の鈴こども園  
鈴らん保育園

□ 虐待相談に係る対応の流れ

子ども虐待を発見したときの対応については、概ね以下の図のように対応します。



プライバシーについて

\* 通告は守秘義務に優先する。通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。  
児童虐待防止法第6条第3項

\* 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。 個人情報保護法第23条第1項第1号

\* 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。

日本弁護士連合会子どもの権利委員会

□子ども虐待に係る相談窓口一覧

機 関 名	事業名・事業内容	連絡先等
広島県 西部こども家庭センター	虐待・養育・非行・不登校・発達・しつけ 施設入所・里親等の相談	☎082-254-0381
呉市子育て支援課	子育てや虐待，配偶者暴力（DV）等の相談	家庭児童相談係 広：☎73-7540 呉：☎25-3482
	子ども手当・乳幼児等医療費助成 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成 についての手続き，相談	児童母子係 ☎25-3173
	『子育て家庭支援事業 （ショートステイ，トワイライトステイ）』 保護者が病気等で，児童の養育が一時的に 困難となったとき等に児童養護施設等で一 定期間児童を預かる。	子育て支援係 ☎25-3254
呉市保健所 健康増進課	母子手帳交付・妊娠・出産・育児等の育児 相談 子どもの発育・発達に関する相談	西保健センター ☎25-3542 東保健センター ☎71-9176
呉市生活福祉課	生活保護による経済的な相談	☎25-3159
呉市子育て施設課	保育所入所等に関する相談	指導係 ☎25-3144
1. 呉市すこやか 子育て支援センター  2. 地域子育て 支援センター	『地域子育て支援拠点事業』 乳幼児とその保護者が交流できる場を設置 し，子育てについての相談，情報の提供， 助言その他の援助を行う。	1. 「くれくれ・ば」 ☎25-3482 「ひろひろ・ば」 ☎76-1616 2. 子育て施設課 指導係☎25-3144
呉市ファミリー・ サポート・センター	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい 者からなる有償ボランティアの会員組織。 相互援助活動の調整・アドバイスを行う。 【対象】母子健康手帳受領の日から出産後 5 6 日までの妊産婦及び生後 5 7 日から中 学 3 年生までの子どものいる方	☎25-4122 【利用料金】 7：00～19：00(月～ 金) 1 時間 600 円 上記以外の時間帯，土 日，祝日 1 時間 700 円
呉市福祉保健課	発達が気になるなどの子どもの療育相談や 知的障害者等に関する相談支援，障害児通 所支援	☎25-3523
呉市教育委員会	学校教育や家庭教育などの教育に関する相 談	青少年指導センター ☎25-3519
広島県警 1. 呉警察署 2. 広警察署 3. 音戸警察署	児童虐待，配偶者暴力（DV）に関する相談	1. ☎29-0110 2. ☎75-0110 3. ☎51-0110

☆ 参考資料

「子ども虐待対応ガイドライン」呉市  
「保育所運営マニュアル」中央法規 他  
様式第 1 号